

夏本番です。水分補給し熱中症対策してお過ごし下さい。 <7日 小暑, 七夕, 15日 海の日, 21日 参議院選挙, 22日 土用の丑, 23日 大暑>

## 1. July ご案内・改正情報

### 1 算定基礎届は、7月10日が提出期限です。

① 4月—6月(支払ベースで見ます)の3か月の給与平均額の算定基礎の結果、9月(保険料変更は、通常翌月支払い給与から)に改定されます。

② 固定的賃金の変動が4月にあり、標準報酬2等級以上差がある場合には7月改定(7月月額変更届)となります(固定的賃金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も)。

③ 業種や職種の特性から、4月～6月までの報酬額がその他の時期と比較して著しく変動するような場合前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額との間に2等級以上の差を生じた場合に、申し出により、保険者算定で決定されます。→業種や職種の特性上、基本的に毎年4月～6月が繁忙期に当たるため、4月～6月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定される場合のみ。

2 賞与支給後「賞与支払届」を出します。予定月が年金事務所に登録されており、予定月に支給しない場合「不支給」として書類を提出しなければなりません。月々の給与と同じ料率ですが、注意点は以下の通りです。(支給額の1000円未満切捨て)

① 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・厚生年金保険は150万円ですが、健康保険は、年度の累計額で540万円が上限となっています。本人からは、健康保険 49.85/1000(愛知県)、介護保険 7.75/1000、厚生年金保険 83.83/1000 の料率で徴収

② 雇用保険も月々給与と同様 本人からは5/1000(建設業 6/1000)の料率で徴収

3 労働保険の申告納付期限、3分割期日は ①7/10 ②10/31 ③1/31⇒口座振替 ①9/6 ②11/14 ③2/14

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) 健康保険 49.85(愛知)/1000、介護保険 7.75/1000  
 厚生年金保険 83.83(9月～85.6)/1000 雇用保険 5/1000 (建設業 6/1000)

## 2. 名言名句

「確信を持つこと、いや確信を持っているかのように行動せよ。

そうすれば次第に本物の確信が生まれてくる。」

ヴィンセント・ヴァン・ゴッホ

## 3. 法律ワンポイント 改正高齢法への対応状況

① 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行った「高齢法対応に関する緊急アンケート調査」によると、回答した342社のうち92.4%が高年齢者雇用確保措置として「再雇用」を選択しており、「定年延長」「定年廃止」を選択する会社は少数でした。

調査では高年齢者の勤務形態や担当職務、処遇についても質問していますが、勤務形態は68.2%が「フルタイム」、担当職務は56.4%が「ケースバイケース」とする一方、36.8%が「原則として定年前と同じ」でした。再雇用後初年度の給与水準は、58.4%が「定年前の5～8割」、63.8%が「2年度目以降も同水準」としていました。なお、改正高年齢者雇用安定法への対応の影響として34.2%が「若手の採用抑制」を挙げ、22.2%が「若手・中堅の賃金抑制」を挙げています。東京都が2012年9～11月に行った調査によると、「若年者の採用を抑制せざるを得ない」と回答した企業の割合が、従業員数1,000人以上では25.6%に対し、従業員数100～299人では40.2%と、規模の小さい会社ほど若年者の採用への影響が大きいことがわかりました。

②高年齢法対応には、改正労働契約法との絡みも重要です。有期労働契約を反復更新し、その通算契約期間が5年を超える場合には、「労働者の申込みにより無期労働契約へ転換することが義務付け」られます。やはり契約更新の仕方が大変重要になってきます。この労働契約法には年齢上限がないため、65歳までの再雇用の方については注意が必要です。「第2定年制」検討は必須と考えます。

#### 4. 統計・情報

①厚生労働省が公表した2012年人口動態統計月報年計（概数）によると、12年の合計特殊出生率（女性が生涯に産む子どもの数）は前年と比べ0.02ポイント上昇の1.41だった。（6月5日）

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai12/index.html>

②企業に精神障害者の雇用を義務付ける改正障害者雇用促進法が、参議院先議のうえ、衆議院本会議で可決、成立した。2018年4月施行だが、5年間は企業の負担を配慮して弾力的に運用を行う。また、障害者の採用や賃金に関する不当な差別が2016年4月から禁止される。（6月14日）4

③厚生年金基金制度を見直す改正厚生年金保険法が参議院本会議で可決、成立した。財政難（代行割れ）の基金については来年4月の施行から5年以内に解散させ、5年後以降は代行割れでなくても健全性の基準を満たさず他の基金に移行もしない場合、厚生労働大臣が解散を命じる。（6月20日）

④夫の退職時などに年金の切替えを忘れて保険料の未納が生じた専業主婦を救済する改正国民年金法が参議院本会議で可決、成立した。3年間の時限措置として、過去10年分の未納分を追納できるようにする内容。（6月20日）



7月に入り、食料品や電気・ガス料金の値上げがあり、アベノミクスの経済効果は一体、どう判断して良いのでしょうか？ガソリン代も気になるところです。昨今は急速にハイブリッド車が普及してきており、弊所でも2台の車の1台はハイブリッド車です。平均燃費20km/Lと十二分にその期待に応えてくれています。しかし、もう1台がガソリンのハイオク仕様！の車で、燃料費はレギュラーより大体10円～12円/Lと高いのです。その車に、昨年モデルチェンジで「クリーンディーゼルエンジン搭載車＝燃料は軽油！（直近119円/Lでハイオクガソリンより33円安）」が投入されたので、思い切って替えました。ガソリン車よりもCO2排出が抑えられ、欧州の厳しい検査をクリアしたディーゼルエンジンで、静粛性に優れ、環境にも配慮され、走りも力強く、燃費も市内平均12km/Lで長距離17～20km/Lと、本当に素晴らしい限りです。軽油の値段を考えれば、ハイブリッド車同等に節約できます。時代に揉まれながら進化したマツダの「アテンザ」は、本当に「エコなうれしい車」です。

※欧州の乗用車はディーゼル車が5割を超えています。

巷ではあまり見かけない車ですが、走っていたら注目してってください。※注意！ガソリン車とディーゼル車と両タイプあり、外観上全く見分けがつかないのであしからず（笑）

ただし、音で判別できるかもしれません（S）

給油の際、間違い防止のための給油口につけたリングです。↑

